

青森県報

号外第四十一号

平成十八年
四月一日
(土曜日)

目 次

規 則

青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則の一部を改正する規則…………… (道路課) …… 一

規 則

青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十四号

青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則の一部を改正する規則

青森県道路占用料の減免に係る占用物件を定める規則(昭和四十五年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

本則中「の各号」を削る。

第四号中「若しくは第一種電気通信事業者」を「(卸供給事業者を除く。)(若しくは電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百一十條第一項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)(「に改め、「電線」の下に「(認定電気通信事業者が設けるものにあつては、同項に規定する認定電気通信事業

(以下「認定電気通信事業」という。)(の用に供するものに限る。)(「を加える。第六号中「第一種電気通信事業者」を「認定電気通信事業者」に改め、「電気通信回線設備」の下に「認定電気通信事業の用に供するものに限る。)(「を加える。

第二十三号を第二十四号とし、第十三号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号中「カーブミラー」を削り、同号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 カーブミラー

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭